

ヒグマ被害防除相談窓口の開設について

☆ 設置の目的 ☆

- 渡島半島地域は、ヒグマの生息域と人間の活動域が近接し、人とヒグマの接触頻度が道内の他の地域と比べて非常に高く、様々なあつれきを生じています。
- また、収穫間近の農作物を荒らすヒグマが田畑に多く出没し、甚大な被害が発生しており、被害を防ぐ環境作りが大切です。
- このため、人とヒグマのあつれきを低減させるため、営農者に対して、個人で出来る対策を助言します。

☆ 窓口の概要 ☆

- 相談対象者
ヒグマによる被害を受けている又は受ける可能性のある営農者
- 相談方法
 - ・ 窓口での対面相談
 - ・ 電話による相談
 - ・ F A Xによる相談
 - ・ 電子メールによる相談
- 業務内容
ヒグマによる被害にあわないための対策に関する助言

☆ 開設期間 ☆

令和6年(2024年)8月1日から令和6年(2024年)11月29日まで

☆ 問い合わせ先 ☆

北海道檜山振興局保健環境部環境生活課

〒043-8558

檜山郡江差町字陣屋町 336-3

Tel 0139-52-6494 (ダイヤルイン)

Fax 0139-52-5783

e-mail hiyama.kankyodo@pref.hokkaido.lg.jp

※ なお、担当者不在の場合もありますので、ご来庁の際には、事前にご連絡くださるようお願いいたします。